

寝屋川市における学校選択制実施要領

1 目的

この要領は、令和9年度に小学1年生となる児童(以下「児童」という。)が、教育委員会が指定する小学校(以下「指定校」という。)と同一中学校区内のもう一つの小学校とを保護者・児童のニーズにより選択できる制度(以下「学校選択制」という。)を実施するために必要な事項を定めるものです。(ただし、望が丘中学校区は、選択可能な小学校がないため除きます。)

2 選択可能な学校等

選択可能な学校は、同一中学校区内にある指定校以外の小学校とし、これらの学校が選択を希望する児童を受け入れることができる人数(以下「受入可能人数」という。)は、別表に掲げるとおりとします。ただし、選択可能な学校への就学を希望した児童の人数が、受入可能人数を超えるときは、抽選となります。

－受入可能人数一覧表－

中学校区	選択可能校	受け入れ可能人数
第一中学校区	東小学校	11
	中央小学校	23
第二中学校区	池田小学校	24
	桜小学校	26
第三中学校区	北小学校	13
	田井小学校	13
第五中学校区	神田小学校	19
	和光小学校	29
第六中学校区	第五小学校	17
	国松緑丘小学校	28
第七中学校区	南小学校	13
	堀溝小学校	34
第八中学校区	西小学校	6
	点野小学校	27
第九中学校区	成美小学校	22
	啓明小学校	26
第十中学校区	三井小学校	6
	宇谷小学校	9
友呂岐中学校区	木屋小学校	14
	石津小学校	21
中木田中学校区	木田小学校	23
	楠根小学校	17
望が丘中学校区	望が丘中学校	20

受入可能人数が0人でも補欠登録できますので、希望の方は申請してください。

※ 学校を選択できるのは小学1年生の就学時だけです。

※ 登下校は受入れ校の指示に従って、保護者の責任において安全の確保をしていただきます。

3 保護者への受入可能人数の提示等

児童の受入可能人数については、令和8年10月30日までにホームページ等により提示します。

4 学校選択制利用申請の手続き

学校選択制希望者（〈選択可能校〉への就学希望）は、次のとおり申請してください。

〈就学予定校〉へ就学する場合は、申請不要です。

- (1) 申請期間 令和8年10月23日から令和8年11月13日
- (2) 申請先 教育委員会事務局学務課
- (3) 申請方法 専用フォーム（左記 QR コード）

■申請時に、下記 通知番号 を入力します。

通知番号→ 〈通知番号〉※郵送でお知らせします

※通知番号は1人につき1つ発行されています。



〈 学校選択制 〉

5 学校選択決定通知書又は抽選案内の送付

選択した学校への受入れが決定した児童については「学校選択決定書」及び「就学通知書」を送付します。

受入可能人数を超える就学希望のあった学校を選択した児童については「学校選択抽選通知」及び「抽選案内」を送付します。（いずれも令和8年12月4日付で送付します。）

6 抽選

- (1) 抽 選 日 令和8年12月11日（各学校において抽選）
- (2) 抽選に外れた場合

その学校に、補欠登録することができます。

ただし、令和9年3月19日までにその学校において受け入れる旨の決定がなされなかった場合は、指定校に就学していただくことになります。

（指定校への「就学通知書」は、あらかじめ令和8年12月18日付で送付します。）

7 抽選における配慮について

抽選となった児童に兄弟姉妹がいる場合、抽選の際、保護者の意見をできる限り尊重します。

8 転居者及び転入者の取扱い

「寝屋川市における学校選択制利用申請書」の提出期間の末日後に転居（同一小学校区内におけるものを除きます。以下同じ。）又は、転入した児童は学校選択制の対象となりません。

ただし、転居又は転入後に選択可能な学校に補欠登録し、かつ、令和9年3月19日までにその学校を選択した児童（当該補欠登録をした児童を含みます。）の人数が受入可能人数以内であれば、その学校に就学することができます。（選択した学校の「就学決定通知」及び「就学通知書」は、決定次第送付します。）

9 その他

その他学校選択制において配慮を要する事項があれば、教育委員会事務局学務課までご相談ください。